

公共サービスにおける利用者の選択——準市場の分析枠組

児山 正史

目次

はじめに

第一章 基本的な概念

一 選択

二 準市場

第二章 選択の条件

一 競争

二 資源

三 選択能力

おわりに

参考文献

## はじめに

本稿は、利用者の選択の観点から準市場(quasi-market)を分析するための枠組を構築する。<sup>1)</sup>まず、関心と課題、先行研究、構成について述べる。

## 1 関心と課題

一九八〇年代に台頭した新自由主義の政権は、財政面での「小さな政府」を実現することができず、それに対する支持も得られなかったが、公共サービスに利用者の自由の要素が欠けているという批判は広く支持された。このような新自由主義の両面的なインパクトを踏まえると、現実的かつ重要な問題は、政府によって資金提供されるサービス(公共サービス)<sup>2)</sup>の中に利用者の自由の要素をいかにして取り入れるかということである。利用者の自由の要素とは、例えば、利用者による供給者・サービスの選択や、長い待ち時間・職員の傲慢な態度・虐待からの解放などである。

本稿は、利用者の自由の要素のうち、利用者による供給者選択に注目する。これは、特定の供給者の利用を政府によって強制されないという意味で政府からの自由そのものであり、また、それを通じて供給者による強制を回避できるという意味で供給者からの自由の条件でもあり、さらに、不本意な供給者の利用を強いられているという不自由感からの解放でもある。<sup>3)</sup>

公共サービスに利用者の供給者選択を取り入れる方式を、本稿では「準市場(quasi-market)」と呼ぶ。準市場の概

念は多義的であるが、ここでは、政府が資金を提供しながら（「準」）、利用者が供給者を選択できる（「市場」）方式という意味で用いる。例えば、日本の公立高校は不完全ながらも準市場の一つである。

しかし、準市場を導入するだけでは、利用者の選択が実現するとは限らない。準市場で選択を実現するためにはいくつかの条件が必要であり、これらの条件をすべての利用者が常に満たしているわけではない。準市場は多様であり、「準市場か否か」だけでなく「いかなる準市場か」という問題もまた重要である。

準市場の性質に大きな影響を与える要因は、政府の役割である。政府は、利用者の選択を実現するために、準市場において単なる資金提供以上の役割を果たす余地がある。準市場には利用者の選択を制約する潜在的な傾向があり、政府はこの傾向を抑止するためにさまざまな対応策をとることができる。準市場における潜在的傾向はある程度共通しているが、政府の対応策が準市場の多様性を生み出す。

但し、政府の対応策が常に成功するとは限らない。あるものは成果を上げるが、あるものは失敗し、またあるものは新たな問題を生み出すかもしれない。さらに、ある利用者の選択を実現するための対応策が、他の利用者の選択を制約するかもしれない。選択は、「誰にとつての選択か」という問題を伴い、政府が重要な役割を果たさうという意味で、政治的な性格を持つ。従って、政府の対応策の制度だけでなく効果も検証する必要がある、技術的な有効性だけでなく政治的な可能性も視野に入れなければならない。

本稿の課題は、利用者の選択の観点から準市場の潜在的傾向と政府の対応策を分析するための枠組を構築することである。

## 2 先行研究

日本の行政学には、このような課題に取り組んだ研究は見られない。

まず、日本の行政学は、公共サービスにおける利用者の自由の問題にほとんど関心を持ってこなかった。例外的な研究も、利用者の自由をサービス供給方式と関わりさせて論じていなかったり(足立忠夫の「市民対行政関係論」(足立(一九九二)第四章)、島山弘文らの「ストリート・レベルの官僚制論」(島山(一九八九)、田尾(一九九四))、利用者の自由のために政府が果たしうる積極的な役割を見落としていたりしている(荒木昭次郎の「コプロダクション論」(荒木(一九八九)、同(一九九〇)第三章))。本稿は、サービス供給方式や政府の積極的な役割に注目しながら、利用者の自由(選択)の問題を考えることにする。

また、公共サービスの供給方式に関する日本の行政学の研究は、サービス供給者の種類の違い(官か民か、民であれば営利企業か非営利組織か)に集中しており、そのような違いを捨象した準市場の概念は用いられていない<sup>(4)</sup>。最近になって、このような関心の集中を反省する議論も起こっているが、現時点では問題提起にとどまっている。本稿は、供給者の種類の違いを捨象した準市場の概念を用いることによって、供給主体論から区別される供給構造論<sup>(5)</sup>とでも言うべき領域の重要性を示したい<sup>(6)</sup>。

以下、第一章で、「選択」および「準市場」という基本的な概念を説明した上で、第二章で、準市場における利用者の選択の条件と政府の役割について考察する。

注

(1) 本稿は、名古屋大学大学院法学研究科に提出した博士論文「公共サービスにおける利用者の選択——イギリス・アメリカ・日本の教育の準市場」（児山（一九九八a））の「はじめに」および「第一章 分析枠組」を修正したものである。本稿で構築する分析枠組が教育を念頭に置いているのはそのためである。なお、イギリス・アメリカ・日本の教育を素材とした実証分析の部分も、本誌上で順次発表する予定である。

また、筆者は、公共サービスにおける利用者の自由に関する序論的考察を既に発表した（児山（一九九八b））。筆者の問題関心や自由の条件の全体像についてはこの論文を参照していただきたい。この論文で挙げた自由の条件のうち、本稿は「選択による自由」に関わる部分を具体化するものである。

(2) 「公共サービス」という言葉はさまざまな定義が可能だが、以下では、新自由主義の両面的なインパクトを踏まえて、政府が資金提供するサービスという意味で用いる。

(3) 本稿では、「政府—供給者—利用者」という三層の枠組を用いる。「政府」とは、供給者や利用者を管理（規制・補助など）する機関である（例、文部省、教育委員会）。「供給者」とは、利用者へ直接サービスを供給する組織である（例、学校、病院、企業）。「利用者」とは、供給者の提供するサービスを利用する個人である（例、学校の生徒・学生、病院の患者、消費者）。この枠組の詳細については、（児山（一九九八b））を参照。

(4) 高寄昇三は、供給者の種類に注目して準市場の概念を定義している（高寄（一九九一）一八）。

(5) 例えば、今村都南雄は次のように述べる。「鉄道路線を利用する地域住民にとっては、それが国の鉄道であるか地方の鉄道であるかはもとより、公共機関の鉄道であるか民間会社の鉄道であるか、また、そこで働く職員が公務員であるかどうかも、問題外である。」（今村（一九九七）iii）なお、アメリカのオズボーン（David Osborne）とゲーブラー（Ted Gaebler）も、サービスの所有権が公的か私的かということよりも、市場の動態やそれを生み出す制度の方がはるかに重要であると述べる（Osborne

& Gaebler [1993] 46, 五六)。

- (6) 本稿は、利用者の自由の要素のうち供給者選択に焦点を絞るので、供給者の種類の違いを捨象する。例えば、国営企業の民営化は、公的独占から私的独占への移行にすぎないならば、利用者の供給者選択を拡大しないし、逆に、公立小中学校の選択の自由化によって、供給者選択を拡大することができないからである。ちなみに、新自由主義のイデオログとして有名なハイエク (F.A. Hayek) も、反対すべきなのは国営企業自体ではなく国家の独占であると述べている (Hayek [1960] 224, II 二二九) (もちろん、私的独占にも反対している (ibid. 141, II 一四一五))。しかし、供給者の種類の違いもまた利用者の自由に影響を与えうる。例えば、それぞれの組織文化によって、公立機関は平等を重視するため自由を軽視し、非営利組織は理念によって多様であり、営利企業は利潤追求の手段として有効なら自由を尊重する、などの違いが考えられる。利用者の自由の観点から、供給構造(供給者をとりまく環境的・構造的要因)と供給主体(供給者内部の組織文化・組織構造)の問題を整理し、結合することは、今後の課題である。

## 第一章 基本的な概念

本章では、「選択」および「準市場」という基本的な概念を定義した上で、準市場が公共サービスに利用者の選択を取り入れる方式であることを説明する。

### 一 選択

ここでは、まず、選択に関するいくつかの論点に触れ、次に、選択と自由の関係を述べる。

#### 1 選択

「選択」という概念については、誰による選択か（利用者か供給者か）、何についての選択か（サービスか供給者か）、何のための選択か（それ自体が目的か、他の目的のための手段か）、などの論点があると言われる（Barlett & Le Grand [1993] 16-8）。以下では、これらの論点に触れながら、選択という言葉の意味を明らかにしていく。

第一に、選択の主体（誰による選択か——利用者か供給者か）については、利用者による選択に注目する。新自由主義のインパクトを受けて広く認められるようになったのは、公共サービスに利用者の自由の要素を取り入れる必要性である。

第二に、選択の対象（何についての選択か——サービスか供給者か）に関しては、サービス選択と供給者選択の

両方を視野に入れながら、供給者選択に焦点を絞る。供給者選択はサービス選択の条件にもなるからである。すなわち、供給者選択が可能であれば、利用者は希望に合ったサービスを提供してくれる供給者を選択することができるし、供給者の側でも利用者を獲得するために希望に合わせたサービスを提供しようとするであろう。

第三に、選択の目的（何のための選択か——目的か手段か）については、供給者選択は、それ自体が一つの目的であるとともに、他の目的のための手段でもある。まず、供給者選択は、それ自体が選択の内容であり、サービス選択の条件でもある。また、後で述べるように、供給者選択は、政府からの自由を意味すると同時に、供給者からの自由の条件でもあり、さらに自由と同様の感覚も与える。そして、選択は、サービスの質の改善や能率の向上につながると思われる。但し、本稿では、選択と他の目的（例、自由、質、能率、平等）との関係は直接には検討しない。

最後に、本稿でいう選択とは、利用者が単に供給者に関する希望を表明するだけでなく、希望した供給者に受け入れられることまでを意味する。この意味での選択は、新自由主義が重視する「消極的自由（他人による強制がないこと）」を越える部分を含むが、それと密接な関係を持つ。次にこの点について説明する。

## 2 選択と自由

本稿は公共サービスにおける利用者の自由の要素として（供給者）選択に注目するが、自由と選択は異なった概念であり、両者の関係を述べておく必要がある。以下では、自由を定義した上で、自由と選択の関係を説明する。

自由という言葉はさまざまな意味で用いられてきたが、ここでは「他人による強制がないこと」という消極的自由の概念を用いる。公共サービスにおける利用者の自由の必要性という認識は新自由主義のインパクトを受



けたものであり、その用法に従うのが適切だと思われるからである。例えば、ハイエクによると、自由とは、ある人が他人の恣意的な意志による強制に服していない状態である（Hayek [1960] II, I-11）。

この定義を用いると、利用者による供給者選択は、政府からの自由（政府による強制がないこと）を意味すると同時に、供給者からの自由（供給者による強制がないこと）の条件でもあり、さらに、強制の主体が不明確な不自由感（厳密には強制とは言えない）からの解放を意味する。

第一に、選択は政府からの自由を意味する。利用者が供給者を選択できるということは、政府が特定の供給者の利用を強制しないということでもある。例えば、学校選択制度とは、教育委員会が生徒に対して通学すべき学校を指定せず、学校の選択を認める制度である。

第二に、選択は供給者からの自由の条件でもある。先に、供給者選択はサービス選択の条件であると述べたが、より一般的に言うと、供給者選択は供給者からの自由の条件である。供給者選択が可能であれば、利用者は供給者による強制を回避することができるし、供給者の側でも利用者を獲得するために強制を控えるであろう。<sup>(1)</sup>ここで供給者による強制として想定しているのは、ニーズに合わないサービス、質の低いサービス、長い待ち時間、職員の傲慢な態度、虐待などである。

以上の二点については選択と（消極的）自由との関係は比較的単純であるが、第三点（不自由感からの解放）は複雑である。このような「解放」は、利用者の側から見れば消極的自由と同じ感覚を与えるが、強制を行う側から見れば消極的自由を越える部分を含む。

まず、「強制の主体が不明確な不自由感」とは、希望した供給者から拒否されて別の不本意な供給者を利用したり、選択を行使する能力が不足しているため不本意な供給者を利用したりする場合に生じる感覚である。例えば、希望

した高校に合格できず別の高校に不本意入学したり、小中学校の通学区域が弾力化されているのに情報不足のため選択を行使できない場合である。この時、利用者の側から見れば、政府が供給者を指定すると同様に、希望に合わない供給者の利用を強いられるという感覚（不自由感）が生じる。しかし、供給者による拒否や利用者の能力不足の場合には、不自由感を与える（「強制」を行う）主体が不明確である。前者（供給者による拒否）の場合、利用希望者を拒否した供給者は、別の供給者の利用を強制したわけではない<sup>(2)</sup>。後者（利用者の能力不足）の場合、「強制」の主体は全く見当たらない。このように、供給者による拒否や利用者の能力不足は、利用者の側から見れば、政府による強制と同様の感覚を与えるが、「強制」を行う側から見れば、その主体が不明確であり、強制が存在すると言えるかどうか疑わしい。

従って、利用者の選択が実現してこのような不自由感から解放されることは、厳密には消極的自由の概念を越える部分を含む。つまり、利用者が希望した供給者によって受け入れられることや選択を行使することは、利用者の側から見れば、政府による強制がないのと同様の感覚を与えるが、「強制」を行う側から見れば、もともと「他人による強制」など存在しなかったのであり、消極的自由は拡大していない<sup>(3)</sup>。

以上のように、「不自由感からの解放」が消極的自由に含まれるかどうかは微妙であるが、自由と選択が密接に関係することは確かである。従って、公共サービスにおける利用者の自由の要素として、利用者の選択に注目することは妥当であろう。なお、本稿の考察は、直接には利用者の「自由」ではなく「選択」の観点から行うが、問題関心は利用者の自由にあるので、可能な限り「自由」にも言及する。

## 一 準市場

準市場の概念はイギリスでかなり頻繁に用いられているが、その定義は複雑である。ここでは、イギリスの理論を手掛かりに、準市場の概念を整理し、本稿の定義を述べる。その上で、準市場が公共サービスに利用者の選択を取り入れる方式であることを説明する。

### 1 イギリスにおける準市場の理論

「準市場 (quasi-market)」という概念を用いた本格的な研究は、一九八九年にイギリスのレグランド (Julian Le Grand) とバートレット (Will Bartlett) らのグループによって始められ、一九九三年にその成果が出版された (Le Grand & Bartlett eds. [1993])。イギリスでは、教育学 (Adler *et al.* [1989]; Levačić [1995]; Glatter *et al.* [1997]; Woods *et al.* [1998])、行政学 (Stewart & Walsh [1992]; Rhodes [1997])、その他の公共サービス研究 (Emery *et al.* [1998]) などにおいてかなり頻繁に用いられているが、この概念を本格的に検討したのは上記のグループだけである。なお、日本では準市場の概念はほとんど用いられていない<sup>(4)</sup>。

レグランドとバートレットは、準市場の概念によって、一九八〇年代末以降のイギリス行政における次のような多面的な変化を表現しようとする。彼らによると、第一次・第二次サッチャー政権期（一九七九～八七年）には、福祉国家の基礎的な形態は無傷のままだった。しかし、一九八八年以降、政府は福祉国家の主要な部分における一連の根底的な改革を導入した。サービスへの国家の資金提供は維持されたが、サービス供給のシステムは変化した。す

すべての改革は決定作成の分権化を含み、大部分の改革は供給における競争の導入を含んでいた。国家は主として福祉サービスの単なる購買者になり、国家供給は互いに競争する独立の供給者のシステムによって置き換えられた。資金提供の手段もまた変化した。ある場合には、集権的な国家機関が主要な購買者として行動し続けたが、他の場合には、潜在の利用者や利用者のために行動する代理機関（競争する供給者の間で選択し、予算を配分する機関）に対してクーポンが与えられた。(Le Grand & Bartlett [1993a] 2-3)

このような多面的な変化を表現するために、レグランドとバートレットは準市場の概念に複数の意味を与える。彼らは準市場を次のように特徴づける。「準市場」が「市場」であるのは、独占的な国家の供給者を競争的な独立の供給者によって置き換えるからである。「準市場」が「準」であるのは、それが、次のうち一つ以上の点で伝統的な市場と異なるからである。第一に、公的契約をめぐって時には営利組織とも競争する非営利組織が存在する。第二に、消費者の購買力が、単独の購買機関に集中されているか、あるいは現金ではなくクーポンの形で利用者に分配されている。第三に、消費者は、自分自身で行動するのではなく、代理機関によって代表されている。(ibid. 10)

以上のような準市場の概念は、財政面での「小さな政府」の試みが失敗する一方で、サービス供給システムの自由主義的な改革が実施されたことを念頭に置いており、本稿の問題関心とも合致している。但し、レグランドとバートレットの定義は、上記のような多面的な変化を表現するために複雑なものとなっており、また、いくつかの問題を含んでいる。例えば、準市場が市場である理由は、「独占的な」「国家の」供給者を「競争的な」「独立の」供給者によって置き換えることに求められているが、「独占市場」という言葉があるように、市場は必ずしも「競争的」であるとは限らない。また、「国家の」と対比させて「独立の」という語を用いると、例えば国(公)立学校は準市場における供給者から除外されそうだが、彼らの編著書では公立学校も準市場における供給者に含まれている。(Le Grand

& Bartlett eds. [1993] ch.6)。さらに、消費者の購買力が単独の購買機関に集中されるか利用者に分配されるかということ、利用者の選択の観点からは重要な違いであり、両者を明確に区別する必要がある。

## 2 整理

上記のような問題点を踏まえて、彼らが念頭に置いている行政の変化と彼らによる定義を整理すれば、準市場は三つの意味を持つといえる。それぞれ、伝統的な市場（市場）および伝統的な公共サービス（非市場）と比較しながら述べると以下の通りである。

第一に、サービス供給者の種類に注目すれば、準市場は非営利組織を含むサービス供給を意味する。これに対して、市場は営利企業だけによる供給、非市場は公立機関だけによる供給である。

第二に、サービスの資金提供者および供給者—利用者間の関係に注目すれば、準市場では、資金提供者は非市場と同様に政府（市場では利用者自身）であり、供給者—利用者間の関係は市場と同様に交換関係（非市場では一方的給付）である。この意味での準市場は典型的にはクーポン制だが、サービスの利用高に応じて政府から供給者に金銭が支払われる方式もここに含まれるであろう。なお、供給者は、公立

表1 準市場の定義

定義の注目点	市場	準市場	(例)	非市場
① 供給者の種類	営利企業	非営利組織	NPO	公立機関
② 資金提供者 供給者—利用者の関係	利用者 交換	政府 交換	クーポン制	政府 一方的給付
③ 購買に関する決定者	利用者	政府	民間委託 競争入札	なし

機関、営利企業、非営利組織のいずれでもありうる。

第三に、購買に関する決定者に注目すれば、準市場における決定者は、購買機関や代理機関を含む政府である。他方、市場では利用者自身が購買に関する決定を行い、非市場では購買という行為自体が存在しない。この意味での準市場の例は、民間委託や、公立機関を含む競争入札などである。

以上の定義をまとめると表1のようになる。

これらの定義のうち、本稿は第二のものを採用する。次に述べるように、この意味での準市場は、公共サービスに利用者の選択を取り入れる方式である。

このような準市場は、イギリス・アメリカ・日本の教育に学校選択制度として導入されてきた。また、教育以外の分野でも、例えば、イギリスでは医療・保健・住宅の分野で実施されており (Le Grand & Bartlett eds [1993])、アメリカでは食料や住宅への補助がクーポンの形で行われている (Osborne & Gaebler [1993] 181, 169)。日本でも、医療の分野で実施されてきたが、最近になって介護や保育にも導入された。但し、これらの例は、資金の一部を利用者自身が負担する場合もあり、必ずしも純粋な準市場ではない。

### 3 準市場と選択

次に、準市場が公共サービスに利用者の選択を取り入れる方式であることについて、非市場および市場と比較しながら説明する。

(1) 非市場

準市場と対比される非市場とは、政府が資金を提供するとともに、利用者に対して特定の供給者を指定する方式である（例、従来の日本の公立小中学校）。非市場は、公共サービスの供給方式としては一般的であったが、利用者の選択を認めないことが新自由主義によって批判され（例、日本における教育の自由化論）、この批判は広く共有されるようになった。

新自由主義による批判が支持を集めたことには、以下のような背景があると思われる。

第一に、利用者の知識の水準が上昇し、供給者の指定などに関する政府の判断が受け入れられなくなったことである。オズボーンとゲーブラーによると、知識労働者が増加した結果、前の世代と非常に異なる期待を持つ市民が現れた。この市民は、公的部門に対して受け身であることを拒否し、例えばごみ焼却場の安全性の証明や学校の選択などを要求する（Osborne & Gaebler [1993] 167-8, 一六一）。

第二に、私的な財・サービスにおいて、多品種少量生産のポスト・フォーダイズムと呼ばれる状況が生じたことである。再びオズボーンとゲーブラーによると、知識労働者が大勢を占める社会では、人々はサブカルチャーに分裂し、それぞれが自分の価値と生活様式を持ち、例えば、異なったテレビ番組を観て、異なった種類の店で買い物をし、異なった種類の自動車を運転するようになる。そして、選択に慣れた消費者は、標準化されたサービスを提供する公的機関からますます遠ざかってゆく（*ibid.* 168, 一六一―二）。

第三の背景は、公共サービスが普遍化したことである。あるサービスが普遍化すると、それを利用すること自体は当然のこととみなされ、サービスを利用できるかどうかよりも、どのサービス（供給者）を利用できるかということに関心が移行する。この時点では、サービスの利用そのものを「貧困や欠乏からの自由（積極的自由）」の実現

として肯定的に評価する感覚は失われ、代わって「選択の自由」が重視されるようになる。さらに、サービスが普遍化すると、利用者数が増加し、単純に考えれば利用者が多様化するので、多様なニーズと画一的なサービスとの齟齬が拡大する。例えば、日本では、一九七〇年代に高校進学率が九〇%を超えると、「高校全入」よりも学校間格差の縮小や高校の多様化が重視されるようになった。なお、サービスの普遍化へのもう一つの反応は、サービスの利用そのものを放棄することである。例えば、理論としては脱学校化論、個別的な現象としては高校中退や不登校、政策としては学校教育の縮小（学校週五日制、生涯学習）などである。

以上のような背景を持つ新自由主義への支持を踏まえると、利用者の選択を認めない非市場という供給方式は限界に直面していると思われる。そして、この限界に関わらず非市場をあくまでも堅持することは、選択の要求を無視するだけでなく、公共サービスの主要な目的である平等という価値を掘り崩すことにもつながりうる。

非市場が平等を掘り崩すというのは以下のような意味である。通常、ある公共サービスが非市場だけで供給されることはめつたになく、また、非市場によって供給されている部分についても選択を行使する余地がある。例えば、日本にも私立の小中学校が存在するし、公立小中学校も転居によって選択を行使することが可能である。しかし、このような形で選択を行使できるのは、所得や学力に恵まれた一部の生徒・親にすぎない。つまり、非市場の内外で選択を行使できるのは、そのための手段を持つ例外的な利用者に限られている。こうして、原則として選択を認めない非市場は、その周辺部で例外的な選択を生み出し、不平等を発生させる。このような不平等は、公共サービスに選択を全面的に導入する強力な論拠となる。



## (2) 市場

市場とは、サービスの資金を利用者自身が提供し、供給者と利用者間に交換関係が存在するという方式である。市場における交換関係は、政府の強制がないという意味で自発的な選択に基づいている。しかし、市場で供給されるサービスは、（政府が資金提供するという意味での）公共サービスではない。また、市場は選択に関しても限界を持つ。市場において選択を実現できるのは、供給者に提供するための資金を持つ利用者だけであり、資金を持たない利用者は供給者から拒否されることになる。

## (3) 準市場

非市場は公共サービスを維持するが利用者の選択が欠けている。逆に、市場は利用者の選択を可能にするが公共サービスを供給することができない。準市場は、非市場と同様に政府が資金を提供しながら、市場と同様に供給者と利用者間に交換関係が存在するという方式である。ここでは、政府が資金を提供するので公共サービスを維持することができ、供給者と利用者間の交換関係は政府の強制がないという意味で自発的な選択に基づいている。従って、準市場は公共サービスに利用者の選択を取り入れることができる。さらに、市場とは異なり、経済力を持たない利用者も選択を行使することができる。

しかし、より詳細に見れば、政府が資金を提供し、選択を容認するだけでは、利用者の選択が実現するとは限らない。準市場において選択を実現するためには、さらにいくつかの条件が必要である。準市場には利用者の選択を制約する潜在的な傾向があり、それを抑止するために政府はさまざまな対応策をとることができる。次章では、準市場における利用者の選択の条件、利用者の選択を制約する潜在的傾向、それを抑止するための政府の対応策など

について考察する。

注

(1) 但し、教育のように、よいサービスの一要素に強制が含まれる場合、供給者は利用者を獲得するために強制を強化することもある。例えば、成績を上げるために学習を強制したり、厳格な校則によって規律を徹底するなどである。従って、供給者からの利用者の自由を確保するためには、選択だけでなく司法・行政による私的領域の保護なども必要である。

(2) 供給者による拒否と政府による指定との間には、次のような違いがある。第一に、利用者が希望を表明する機会を持つか否か、第二に、複数の選択肢が残されるか否か、第三に、選択を制約する主体の分散と集中、第四に、選択を制約する形態の相違（関与の拒否と積極的な関与）である。しかし、これらは決定的な違いではないともいえる。第一点については、利用者に希望を表明する機会を与えた上で、定員超過の場合に政府が調整するという方法もありうるが、これも政府による強制とみなされるであろう。第二点については、複数の供給者のうち一つを除くすべてが拒否すれば、複数の選択肢は残されない。第三点については、多くの供給者による拒否が累積すれば、強制の主体が集中しているのと同じ効果を持つ。第四点については、供給者による拒否がないことを「供給者からの自由」と呼ぶことはできないが、これは本質的な問題ではないと思われる。逆に、「貧困や欠乏からの自由」という言葉によって「政府からの自由」と対照的な意味を表すこともできる。

(3) この意味での「自由」は、いわゆる「積極的自由（貧困や欠乏からの自由）」とも異なる。積極的自由は、第一に、不自由感からの解放ではなくサービスの獲得の局面に注目しており、第二に、サービスや供給者の選択ではなくサービスの利用そのものを重視している。このような積極的自由の概念については（Sen [1990]；川本 [一九九五] 九〇—三）を参照。

(4) レグランドとバートレットの準市場の概念は（佐々木 [一九九七]）で紹介されている。なお、日本の行政学で準市場の概念を用いた数少ない例は、それを供給者の種類に基づいて定義している。すなわち、高寄昇三は、市民サービスを供給形態によつ

て類型化する際に、「準市場サービス」を「公益法人」の供給するサービスとして定義している（高寄（一九九二）一八）。この他に、ソ連や東欧などの旧社会主義諸国について、計画経済から市場経済へ移行する際の過渡期の経済システムを「準市場」と呼ぶ例もある。

(5) 公共サービスにおける利用者の選択の必要性という認識は、特に、所得・職業・知識の水準の高い（中程度以上の）層を意識したものである。但し、選択は上層・中間層の独占物ではない。例えば、アメリカで最も有名な学校選択制度の一つは、ニューヨーク市のイースト・ハーレムという典型的な貧困地区のものである。

## 第二章 選択の条件

本章では、準市場における利用者の選択の条件について考察する。準市場で選択を実現するためには、選択の対象となる多くの供給者が存在し（競争）、利用者が供給者に提供するための資源を保有し（資源）、選択の機会をうまく活用する能力を持つ（選択能力）、という条件が必要である。<sup>(1)</sup>しかし、これらの条件がすべての利用者に常に満たされているとは限らない。準市場には、独占、「いとこ取り（cream-skimming）」、選択能力の不足など、利用者の選択を制約する潜在的な傾向が存在する。そして、政府は、これらの傾向を抑止するために、競争の促進、「いとこ取り」の防止、選択の支援などの対応策をとることができる。しかし、ある利用者の選択を拡大する対応策が別の利用者の選択を制約するなどの対立も生じうる。以下では、競争、資源、選択能力という各条件について、内容、制約、対応策、対立などを考察する。（なお、これらは末尾の表2にまとめられている。）

## 一 競 争

利用者の選択が実現するためには、選択の対象となる多くの供給者が存在していなければならない。本稿では、この条件を供給者間の「競争」と呼ぶ。このような意味での競争にはさまざまな側面があるが、大きく分けると「豊富な供給量」「多数の供給者」「小さな格差」に区別され、「小さな格差」はさらに「平準性」と「多様性」に分かれる。以下、経済学の産業組織論や学校選択の国際調査を手掛かりに、競争の諸側面を区別し、それを強化するための政府の対応策について考察する。

## 1 競争の諸側面

本稿で言う「競争」とは、選択の対象となる多くの供給者が存在することである。<sup>3)</sup> この意味での競争にはさまざまな側面があるが、大きく分けると「豊富な供給量」「多数の供給者」「小さな格差」に区別される。

第一に、「豊富な供給量」とは、あるサービスの供給の総量が豊富だということである。つまり、いわゆる「買手市場」の状態である。供給の総量が豊富でなければ、全体として利用希望者が供給能力を上回り、供給者によって拒否される利用者が生じる。

第二に、「多数の供給者」とは、供給者の数が多いということである。仮に供給量が豊富であっても、供給者が一つしかなければ独占であり、少数なら寡占である。

第三に、「小さな格差」とは、供給者に対する評価の差が小さいことである。仮に供給量が豊富で多数の供給者が

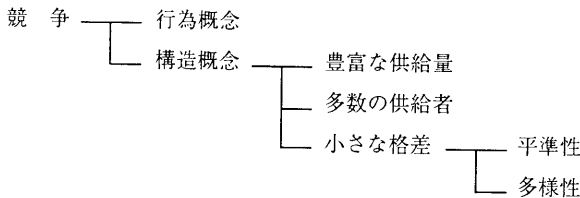
存在しても、供給者間の格差が大きければ、実質的には選択の対象が少なく、特定の供給者に利用希望者が集中するので、その供給者によって拒否される利用者が多くなる。<sup>(4)</sup>

以上の三側面のうち、教育の準市場で重要なのは、特に第三の「小さな格差」である。教育は階層的な社会における地位と結びつくサービスなので、供給の総量が豊富で多数の供給者が存在しても、より評価の高い供給者に利用希望者が集中する傾向がある。例えば、日本の高校進学率は九五%を超えており、多数の高校のいずれかにほぼ入学できる状態にあるが、より評価の高い高校を目指して激しい受験競争が繰り広げられている。

次に、「小さな格差」という条件は、「平準性」と「多様性」という二つの側面に分けることができる。

第一に、「平準性」とは、一定の基準によって評価される供給者の地位の差が小さいこと、すなわち、序列が緩やかなことである。これは、同質の要素の量的な違いに基づく格差が小さいということである。供給者間の序列が緩やかならば、実質的にも選択の対象が多く、利用希望者が上位の供給者に集中しにくいので、上位の供給者によって拒否される利用希望者が少なくなる。なお、「格差」と「序列」は通常は同じような意味で用いられるが、本稿では、「格差」はすべての基準を総合した評価の差、「序列」は一定の基準による地位の差という意味で用いる。

図1 競争の諸側面



第二に、「多様性」とは、多元的な基準によって評価される多様な供給者が存在することである。ある基準で評価すれば下位に置かれる供給者も、別の基準で評価すれば上位に置かれるかもしれない。そのため、多様性が大きければ、供給者間の格差があいまいになり、利用者が特定の供給者に集中しにくいと考えられる。つまり、供給者間の質的な違いが、量的な違いに基づく格差（序列）を相対化するということである。<sup>(5)</sup>

以上で区別してきた競争の諸側面を整理すると図1のようになる。

## 2 対応策

次に、教育で特に問題になる「小さな格差」の側面に焦点を絞り、競争を促進するための政府の主要な対応策を述べる。

供給者間の格差を縮小する（競争を促進する）ための対応策は、「小さな格差」の二側面に照応して、「平準化」（一定の基準によって評価される供給者の地位の差を縮小すること）と「多様化」（多元的な基準によって評価される多様な供給者を生み出すこと）に分けられ、それぞれがさらに二つの対応策に分かれる。

まず、「平準化」は「サービスの平準化」と「利用者構成の平準化」からなる。

第一に、「サービスの平準化」とは、評価の低い供給者に政府が補助を与え、サービスの水準を向上させることによって、序列における地位を上昇させるというものである（ERI [1994] 51）。なお、評価の高い供給者のサービスの水準を低下させることも論理的には考えられるが、実際には用いられにくい。

第二に、「利用者構成の平準化」は、供給者が利用者構成によって評価される場合、その構成を平均的な水準に近づけることによって、序列を緩和するというものである。これは、現在の評価が低い供給者では利用者構成の改善

（「いいとこ取り」）を通じて、現在の評価が高い供給者では利用者構成の改善の抑制（「いいとこ取り」の防止）を通じて行われる。（「いいとこ取り」とその防止策については「資源」の項で述べる。）

次に、「多様化」は「多様性の容認」と「積極的多様化」に分けられる。<sup>(7)</sup> (ibid. 19-20)

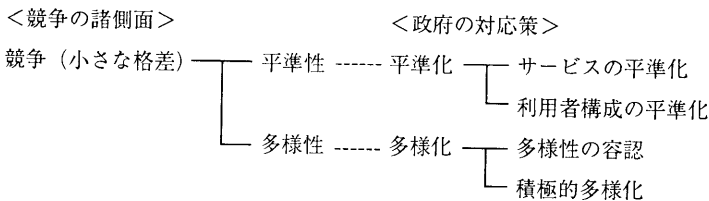
第一に、「多様性の容認」は、供給者間の多様性を妨げている政府の規制を緩和するという消極的な対応策である。

第二に、「積極的多様化」は、評価の低い供給者に政府が補助を与えて多様化を促進するという積極的な対応策である。

なお、多様化が成功し、従来と異なった特徴を持つ供給者に利用者が引きつけられるのは、利用者の多様なニーズが存在している場合である。そこで、多様化の効果の観察を通じて利用者のニーズの状態を推測することもできる。但し、多様なニーズが存在し、多様性が容認されても、供給者が利用者のニーズに反応せず、多様な供給者が生じないかもしれない。このような場合、積極的多様化によって利用者の多様なニーズを顕在化させることもできる。

以上で述べてきた政府の対応策を整理すると図2のようになる。

図2 競争（小さな格差）における政府の対応策



## 二 資源

市場と準市場では、供給者と利用者の間には交換関係が存在する。従って、利用者が供給者に受け入れられるためには、供給者に提供するための資源を保有している必要がある。本稿ではこの条件を「資源」と呼ぶ。以下、準市場の理論を手掛かりに、資源という条件に関わる制約（「いいとこ取り」と、それを防止するための対応策について考察する。

## 1 条件と制約

準市場では、政府が資金を提供するので、経済力という資源はすべての利用者が保有しているはずである。しかし、供給者が、政府から与えられる資金以外の資源を利用者に要求し、そのような資源を保有しない利用者の受け入れを拒否するという事態が生じうる。準市場の理論はこれを「いいとこ取り（cream-skimming）」と呼ぶ。「いいとこ取り」とは、より費用のかかる利用者を供給者が差別することであり（Bartlett & Le Grand [1993] 32）、より一般的に言うと、供給者にとって望ましい利用者を優遇することである。例えば、学校が、中産階級の生徒、白人の生徒、学力の高い生徒を受け入れ、労働者階級の生徒、黒人の生徒、学力の低い生徒を拒否することなどである。

準市場における「いいとこ取り」は、市場における価格メカニズムに相当する。市場では、多くの利用希望者を集めた供給者はサービスの価格を上昇させ、そのような価格で支払うことのできない（支払いたくない）者は、そのサービスの利用を断念することになる。これが価格メカニズムによる需給調整である。他方、準市場では、経済



力に関わらずサービスを利用できるはずなので、少なくとも建前上は価格メカニズムによって需給調整を行うわけにはいかない。しかし、需給調整そのものは必要であり、利用者の選抜を供給者に委ねれば、階級・人種・学力などで表される最も高い「価格」を提示した利用者が優先的に受け入れられることになる。すなわち、準市場から除外されたはずの価格メカニズムが、「いいとこ取り」という形で再導入されていると言える。

「いいとこ取り」は、資源を持たない利用者の選択を制約するだけでなく、より広い意味で利用者の自由の制約につながりうる。すなわち、後天的に獲得できる資源（例、学力）に基づいて「いいとこ取り」が行われる場合、そのような資源を獲得するための行為が、選択とは別の局面において利用者の広義の自由を制約することもある。例えば、志望校に合格するために、受験勉強に駆り立てられたり、内申書を意識して教師に服従するなどである。もちろん、資源を獲得するための努力が常に自由の制約と感じられるわけではなく、いわば前向きな努力もあるかもしれない。また、この努力は消極的自由の定義における「他人による強制」とは異なるかもしれない。さらに、このような努力が自由を制約するとしても、別の観点（例、学力の向上）から肯定的に評価されるかもしれない。しかし、資源を獲得するための努力が、利用者の広義の自由を制約しようということは確かである。

## 2 対応策

準市場の理論は、「いいとこ取り」の防止のための以下のような対応策を考案している。<sup>18)</sup>

第一に、すべての利用希望者を受け入れるように供給者に要求するというものである。ある供給者において利用希望者の数が収容能力を上回れば、利用者は無作為に選抜されるか、少なくとも費用のかかる利用者に不利にならないような方法で選抜される（Le Grand & Bartlett [1993b] 216）。つまり、供給者が利用者に政府の資金以外の資源を要

求するのを規制するということである。これを「選抜の規制」と呼ぶことにする。

第二に、資金提供メカニズムを調整し、「いいとこ取り」の誘因を消滅または逆転させるといふ対応策が提示される。例えば、費用がかかりそうな利用者に対してより多くの資源を与えるような、加重された資金配分の定式である (*ibid.* 216)。つまり、供給者から拒否されそうな利用者に対して政府の資金を加重配分するということである。これを「資金の加重配分」と呼ぶことにする。<sup>9)</sup>

しかし、これらの対応策は、技術的な有効性と政治的な可能性の点で以下のような困難を伴う。

まず、技術的な有効性については、準市場の理論が次のような困難を指摘している。

第一に、「選抜の規制」の問題点は、供給者が非公式のまたは隠れた選抜手続を設定するのを防ぐことが困難だということである。供給者に対する詳細な監視は非常に費用がかかるからである。 (*ibid.* 216)

第二に、「資金の加重配分」については、二つの実践上の困難が挙げられる。一つは、費用がかかりそうな利用者を見分けることができなければならないということ、もう一つは、加重を正しくつける必要があるということである。これらの問題を克服する一つの方法は、資金配分の定式を詳細なモデルに基づいたものにすることであるが、そのようなモデルの構築には時間がかかるので、少なくとも短期的には、より単純な区別の要素の使用が必要である。 (*ibid.* 217)

次に、政治的な可能性については、これらの対応策が選択や自由をめぐる対立を引き起こすという困難がある。第一に、「いいとこ取り」の防止は、ある利用者の選択の実現を容易にする一方で、他の利用者の選択を制約しうる。まず、「選抜の規制」は、規制の対象とされた資源を保有しない利用者にとつては選択の実現を容易にするが、そのような資源を保有する利用者に対しては逆の効果を持つ。また、「資金の加重配分」も、資金をより多く配分される

利用者の選択を容易にするが、資金をより少なく配分される利用者に対しては相対的に逆の効果を持つ。こうして、「いいとこ取り」の防止のための政府の対応策は、選択をめぐる利用者間の対立の争点となりうる。第二に、「選抜の規制」は、供給者に対する政府の強制であり、利用者を選抜する供給者の自由を制約する。

以上のように、「いいとこ取り」の防止のための対応策は、技術的・政治的な困難を伴う。次稿以降の実証分析では、これらの対応策の技術的な有効性と政治的な可能性を検討する。

### 三 選択能力

利用者が選択を行使するためには、選択の機会を有効に活用する能力を持っていなければならない。この条件を「選択能力」と呼ぶ。

選択能力という条件を強化するための政府の対応策は、情報提供や、全員に選択を要求することである。このうち後者は次のような意味である。利用者による選択の制度には二種類のものがありうる。一つは、政府が利用者に特定の供給者を指定した上で、希望者だけが改めて選択を行使するというもの、もう一つは、最初からすべての利用者が選択を行使するものである。例えば、前者は日本の公立小中学校における通学区域の弾力化、後者は日本の高校である。選択能力を増大するためには後者の方が有効であるが、この対応策は、選択を行使するか否かを決定する利用者の自由を制約するとも言える。

注

(1) これらの条件の論理的な根拠については、(見山(一九九八b))を参照。前稿では、「選択による自由」の条件として「供給者間の競争」「資源の保有」「ニーズの欠如」を、「選択による自由」と「選択以外による自由」の双方に関わる条件として「活用能力」を挙げた。本稿における「競争」「資源」「選択能力」は、それぞれ前稿の「構造としての」供給者間の競争」「資源の保有」「活用能力」に相当する(簡略化のため、また、「選択」に焦点を絞るため、用語を変更した)。なお、イギリス・アメリカ・日本の初等・中等教育はほぼ普遍化しており、これに対する「ニーズの欠如」という条件は満たされにくいと思われるので、この条件に関する検討は省略する。

(2) 準市場の理論は、競争(小さな格差)については論じていない。

(3) 産業組織論は競争の「構造概念」と「行為概念」を区別するが、本稿の「競争」はこのうち構造概念に近い。構造概念に従えば、完全競争市場は、売手と買手がともに多数でかつ規模格差が存在しないなどの市場構造条件によって規定されている。他方、行為概念によれば、競争とはライバルよりも有利な結果を得ようと激しく競い合う行為である(橋本(一九九五)五一)。なお、行為概念としての競争は、利用者の供給者選択と供給者からの自由(サービス選択を含む)とを結びつける媒介の一つである。供給者選択が可能な時に供給者が利用者に対する強制を控えるのは、利用者を失うことを恐れる(行為概念としての競争が存在する)からである。そして、行為概念としての競争の程度は、供給者の種類(公立機関、営利企業、非営利組織)によって異なるかもしれない。ここに供給主体論の一つの意義が認められる。

(4) 産業組織論では、供給者間の格差が大きい状態を「製品差別化市場における独占的競争」と呼んでいる。製品差別化とは、同じ市場に属しているので基本的には同一の製品であるにもかかわらず、性能・デザイン・ブランドなどの違いを意識して区別していることである。そして、差別化された市場では、需要の一部はその企業に対して非常に強い選好を持っており、企業はそれらの買手に対して独占と同じ状態にある。(松岡(一九九五)一一〇、一一二)

- (5) 産業組織論では、先に述べた製品差別化（供給者間の格差の大きさ）を、同じ特性要因の強弱によって形成された「垂直的差別化」と、異なる特性要因によって形成された「水平的差別化」に分けている（松岡（一九九五）一一二）。垂直的差別化は序列（平準性の弱さ）に、水平的差別化は多様性に、それぞれ相当する。産業組織論に従えば、水平的差別化（多様性）は独占（格差が大きいこと）を意味するが、逆に、水平的差別化（多様性）が垂直的差別化（序列）を相対化し、利用者の分散（競争）を促進することも考えられる。
- (6) 他に、成功した供給者の拡大という対応策も挙げられるが（CERI [1994] 51; DFE [1994] ch.3）、平準化・多様化の規模（対象とされる供給者の数）の問題として扱う。
- (7) 他に、政府が供給者に多様化を命令するという対応策も挙げられるが（CERI [1994] 20）、積極的多様化と同様のものとして扱う。
- (8) 他に、保険の創設という対応策も挙げられるが（Le Grand & Bartlett [1993b] 215-6）、イギリス・アメリカ・日本の教育の準市場では用いられていないので省略する。
- (9) 「いいとこ取り」の防止のための「選抜の規制」「資金の加重配分」は、前稿（児山（一九九八b））における「資源の考慮の禁止」「資源の再分配」に相当する（教育を念頭に置いて用語を変更した）。

## おわりに

本稿では、利用者の選択の観点から準市場を分析するための枠組を構築してきた<sup>(1)</sup>。準市場で利用者の選択を実現するためにはいくつかの条件が必要であり、そこにおいて政府が重要な役割を果たしうる。しかし、ある利用者の選択を実現するための政府の役割が他の利用者・供給者の選択・自由を制約するかもしれない。これらをまとめる<sup>(2)</sup>と表2のようになる。

次稿以降では、この枠組を用いて、イギリス・アメリカ・日本の教育の準市場を分析する。準市場の分析において明らかにしたいのは以下のような点である。第一に、競争に関しては、選択の対象となる供給者がどのくらい存在しているのかということである。第二に、資源に関しては、「いいとこ取り」が発生しているかどうか、発生しているとすれば、どのような利用者が供給者によって受け入れられ、どのような利用者が拒否されるのかということである。第三に、選択能力に関しては、どのような利用者が選択の機会をうまく行使できるのか、どのような利用者がうまく行使できないのかということである。そして、それぞれの条件について、政府の対応策がどのような効果を与えるのか、また、対応策の政治的な可能性はどのくらいあるのか、ということを明らかにする<sup>(2)</sup>。

公共サービスにおける利用者の選択（兎山）

表2 選択の条件と政府の対応策

選択の条件		政府の対応策	種 類	選択・自由の対立
競 争 （ 小 さ な 格 差 ）	平準性	平準化 サービスの平準化 利用者構成の平準化 「いいとこ取り」 「いいとこ取り」の防止 （下記参照）	補 助  —	負担者  利用者
	多様性	多様化 多様性の容認 積極的多様化	— 補 助	— 負担者
資 源	「いいとこ取り」の防止 選抜の規制 資金の加重配分 —（獲得の努力）	規 制 補 助 —	利用者、供給者 利用者、負担者 個人（他の局面）	
選択能力	情報提供 全員による選択	— —	— （利用者）	

（注：「競争」の行為概念と「豊富な供給量」「多数の供給者」は省略。）

## 注

(1) この枠組は、準市場だけでなく市場の分析にも適用できる。但し、準市場における「いいとこ取り」を市場では「価格メカニズム」と呼ぶなどの違いはある。また、利用者自身が資金を提供する市場では、政府の積極的な対応策の正当化・実施が政治的に困難であり、そのため市場の分析を通じて政府の対応策の効果に関する理論を蓄積することは難しいと思われる。

(2) 「誰が選挙を行使・実現しているのか」という点に注目し、「いいとこ取り」の防止や選挙能力の拡大のための対応策を分析することは、平等主義的な視点の混入（「平等な自由・選挙」への関心）を意味するかもしれない。このような関心は、財政面での「小さな政府」の試みが失敗したことの背景に平等主義的な価値への根強い支持があったという判断を前提にすれば、正当なものであるといえよう。

## 参考文献

文中では、( ) または ( ) を用いて、編著者の名字、発表年 ( ) または ( )、ページ、の順に示した。英語文献で翻訳があるものはそのページを漢数字で加えた。

## 1 日本語（五十音順）

足立忠夫（一九九二）〔新訂〕行政学（日本評論社）。

荒木昭次郎（一九八九）「市民的自由と自治体政府の関係」、『東海大学紀要（政治経済学部）』、第二号、一一―一七頁。

——（一九九〇）『参加と協働——新しい市民行政関係の創造』（ぎょうせい）。

今村都南雄（一九九七）「公共サービス研究の課題意識——『官民関係』の問い直しに即して」、今村編著（一九九七）、序。



今村都南雄編著（一九九七）『公共サービスと民間委託』（敬文堂）。

植草益編（一九九七）『社会的規制の経済学』（NTT出版）。

川本隆史（一九九五）『現代倫理学の冒険——社会学論のネットワーキングへ』（創文社）。

兎山正史（一九九八a）『公共サービスにおける利用者の選択——イギリス・アメリカ・日本の教育の準市場』（名古屋大学大学院博士論文）。

——（一九九八b）『公共サービスにおける利用者の自由——序論的考察』、『法政論集』、第一七六号、一二七—一六八頁。

佐々木實雄（一九九七）『準公共財と準市場——医療・教育提供のあり方』、植草編（一九九七）、第一章。

新庄浩二編（一九九五）『産業組織論』（有斐閣）。

田尾雅夫（一九九四）『第一線職員の行動様式——ストリート・レベルの官僚制』、西尾・村松編（一九九四）、第六章。

高寄昇三（一九九二）『市民サービスの供給形態』、『都市問題研究』、第四三卷一〇号、一七一—二七頁。

西尾勝、村松岐夫編（一九九四）『講座行政学5 業務の執行』（有斐閣）。

橋本介三（一九九五）『競争と独占の基礎理論』、新庄編（一九九五）、第三章。

兎山弘文（一九八九）『官僚制支配の日常構造——善意による支配とは何か』（三一書房）。

松岡憲司（一九九五）『製品差別化と競争』、新庄編（一九九五）、第六章。

## 2 英語（アルファベット順）

Adler, Michael, Petch, Alison & Tweedie, Jack [1989] *Parental choice and educational policy* (Edinburgh University Press).

Bartlett, Will & Le Grand, Julian [1993] "The theory of quasi-markets," in Le Grand & Bartlett eds. [1993], ch.2.

CERI [1994] (Centre for Educational Research and Innovation) *School: a matter of choice* (OECD).

DfE [1994] (Department for Education) *Our children's education: the updated Parent's Charter*.

- Ennew, Christine, Feighan, Teresa & Whyne, David [1998] "Entrepreneurial activity in the public sector: evidence from UK primary care," in Taylor-Gooby ed. [1998], ch.3.
- Glater, Ron, Woods, Philip A. & Bagley, Carl eds. [1997] *Choice and diversity in schooling: perspectives and prospects* (Routledge).
- Hayek, F.A. [1960] *The constitution of liberty* (Routledge & Kegan Paul).／気賀健三、古賀勝次郎訳（一九八六）『ハイエク全集5 自由の条件Ⅰ 自由の価値』（春秋社）／同訳（一九八七）『ハイエク全集6 自由の条件Ⅱ 自由と法』（同）。
- Le Grand, Julian & Bartlett, Will [1993a] "Introduction," in Le Grand & Bartlett eds. [1993], ch.1.
- [1993b] "Quasi-markets and social policy: the way forward?" in Le Grand & Bartlett eds. [1993], ch.9.
- Le Grand, Julian & Bartlett, Will eds. [1993] *Quasi-markets and social policy* (MacMillan).
- Levačić, Rosalind [1995] *Local management of schools: analysis and practice* (Open University Press).
- Osborne, David & Gaebler, Ted [1993] *Reinventing government: how the entrepreneurial spirit is transforming the public sector* (Penguin Books).／野村隆、高地高司訳（一九九五）『行政革命』（日本能率協会マネジメントセンター）。
- Rhodes, R.A.W. [1997] *Understanding governance* (Open U.P.).
- Sen, Amartya [1990] "Individual freedom as a social commitment," *The New York Review of Books*, June 14, pp.49-54.／川本隆史訳（一九九一）『社会的コミットメントとしての個人の自由』『みすず』一月号、六八―八七頁。
- Stewart, John & Walsh, Kieron [1992] "Changing the management of public services," *Public Administration*, vol.70, pp.499-518.
- Taylor-Gooby, Peter ed. [1998] *Choice and public policy: the limits to welfare markets* (Macmillan).
- Woods, Philip A., Bagley, Carl & Glater, Ron [1998] *School choice and competition: markets in the public interest?* (Routledge).